

貸金業法第16条の2第2項に基づく書面

貸金業法では、極度方式基本契約を締結しようとする場合、極度額や利率等の一定の事項を記載した書面を、事前にお客様に交付しなければならないこととされています。本書面は、貸金業法第16条の2第2項に基づく内容を記載しており、契約前にご確認いただき、保管していただくものとなります。

ご利用可能枠	キャッシング利用可能額が10万円の場合	キャッシング利用可能金額の希望が0万円の場合 審査結果等によりキャッシング利用可能金額が0万円の場合
返済期日	毎月3日 (金融機関が休日・祝祭日の場合は翌営業日を返済期日とします)	毎月3日 (金融機関が休日・祝祭日の場合は翌営業日を返済期日とします)
返済方式	残高スライド定額リボルビング方式	残高スライド定額リボルビング方式
お支払コース	Sコース	Sコース
実質年率	17.95%	17.95%
遅延損害金:年率	19.94%	19.94%

※ご利用可能枠は、入会申込時に希望された金額をカード発行後1年間有効なものとし、適時増額させていただきます。
(カード発行と同時に増額する場合もあります)

■月々のお支払額算出表

締切日残高	Sコース
1円～ 50,000円	5,000円
50,001円～100,000円	8,000円
100,001円～150,000円	13,000円
150,001円～500,000円	15,000円

■それぞれのご利用可能枠を全額利用した場合の返済シミュレーション

返済予定期間	19ヶ月	0ヶ月
予定返済回数	19回	0回
返済予定合計金額	114,659円	0円
利息の計算方法	借入元金残高×借入利率÷365日×各回の利用日数	

※上記の返済例は、貸金業法第16条に基づき、おおよその金額を案内しております。

会員規約等に基づく規定事項

■費用負担

会員は、融資金受領に要する費用、カードや請求書・書面等の再発行や口座振替支払の再振替手続き費用を負担するものとします。CD・ATM等を利用した費用は次の通りとします。

①利用金額が、1万円以下の場合は、100円+<課税>額

②利用金額が、1万円を超える場合は、200円+<課税>額

※課税=消費税、当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額に相当する額を、加算負担いただきます。

■個人信用情報機関への登録

(1)契約者等は、当社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関といいます。」)に照会し、契約者等の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法第35条の3の59および貸金業法第41条の38により、契約者等の支払能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2)契約者等は、契約者等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、その加盟会員および提携信用情報機関の加盟会員により、契約者等の支払能力に関する調査のために利用することに同意します。

①本契約に係る申込みをした事実・当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実・契約期間中および契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実・契約期間中および契約終了日から5年間

(3)加盟信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は下記のとおりです。
また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、通知もしくは公表し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウェスト15階 電話 0120-810-414

URL <https://www.cic.co.jp>

■返済期日前の返済

会員は、返済所定日に返済をする場合(返済金を任意に一時的に増額する場合、残元本・利息・損害金等を一括して返済する場合を含む)は、利息・遅延損害金を本規約の定めに準じて再計算の上で、充当・精算するものとします。

■期限の利益喪失

(1)会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づくすべての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに履行するものとします。

①キャッシングの支払金の支払いを1回でも遅滞したとき

②会員にとって商行為にならないショッピング利用に基づくショッピングの支払代金(1回払いを除きます)の支払いを遅滞し、当社が20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき

③ショッピングの支払代金(②に規定されるものを除きます。)の支払いを1回でも遅滞したとき

④①②③に規定する場合以外で、カード等利用による支払金等の支払いを1回でも遅滞したとき

⑤自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般的に支払いを停止したとき

⑥強制執行、差押、仮差押、仮処分等の申立てまたは滞納処分等を受けたとき

⑦破産、民事再生もしくはこれらに類する手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき

⑧当社からの通知が申込書上等の住所(住所変更手続がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に尋ね当たらず、受取拒絶等の理由で通知が到達しなかった場合で当該通知発送の日より20日間経過したとき(但し、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。)

⑨当社が会員資格を取消したとき

⑩当社と会員が保証契約を締結している場合に、当該保証契約に基づき代位弁済を行ったとき

⑪第27条(1)各号のいずれかに該当し、または第27条(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき

⑫第27条(2)各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適当であると当社が判断したとき

(2)会員は、前項⑤⑥⑦のいずれかの事由に該当したときは、直ちに当社に通知するものとします。

(3)会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により、本規約に基づくすべての債務について期限の利益を失い、直ちに履行するものとします。

①当社が所有権を留保している商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当該商品に対する当社の所有権を侵害する行為をしたとき

②入会申込みに際して、会員が虚偽の申告を行ったとき

③本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき

④会員の信用状態が著しく悪化したとき

■会員資格の喪失

会員について次の事由がある場合には、当社は会員に通知することなく即時に会員資格を喪失させができるものとします。会員資格を喪失した場合、会員は以後カード等の使用をしてはならないものとし、かつ直ちにカードを切断(磁気ストライプとICチップ部分を切断)等したうえで返却または会員の責任で破棄するものとします。また、当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。但し、前条に基づく期限の利益を喪失した場合を除き、会員資格の喪失は、会員資格を喪失した会員が本規約に基づき負担した既存の債務に影響をおよぼさないものとし、当該債務が存続する限りにおいて会員は本規約の適用を受けるものとします。

①入会時に虚偽の申告をした場合

②本規約のいずれかの規定に違反した場合

③カード等利用による支払金等の支払いを怠った場合

④第27条(1)各号のいずれかに該当し、または第27条(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合

⑤第27条(2)各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適当であると当社が判断した場合

⑥第14条(1)に違反する等、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断した場合

⑦会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合

⑧カード等の利用状況が適当ではないと当社が判断した場合

⑨その他当社が会員として不適格であると判断した場合

■お支払方法について

お支払いは、当社の指定する金融機関の中から会員が、あらかじめ、約定した預貯金口座からの自動振替(以下「口座振替」といいます。)の方法によるものとします。

但し、事務の都合等により、口座振替ができない場合は、当社指定の金融機関口座への振込みまたはコンビニ払いの方法によりお支払いいただく場合があります。

■貸金業務に係る指定紛争解決機関

当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関は、下記のとおりです。

・日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

<https://www.jfsa.or.jp/personal/contact/index.php>

ニッセン・クレジットサービス株式会社

〒601-8412 京都府京都市南区西九条院町26番地

登録番号 近畿財務局長(7)第00732号